全国一律の子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書

出生数の減少が加速し、少子化が深刻となる中、国は、児童手当や幼児教育・保育の無償化など、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる施策の充実を図っているが、子どもの医療費助成に関しては、国による一律の制度は設けられておらず、全ての都道府県及び市区町村が独自に実施している。

子育ての大きな不安の一つに子育てにかかる経済的負担があるが、子どもの医療費助成制度は当該負担の軽減に資する施策であり、各家庭が経済状況に影響されず、医療機関への受診機会を確保できることから、子どもたちの疾病等の早期発見・早期治療につながり、健全な育成に大きく寄与している。

子どもの医療費助成制度は、地方自治体が独自に始めた自治体ごとに異なる制度であることから、対象年齢要件のほか所得制限や一部負担金の有無など、自治体の財政状況等に応じて、助成内容に大きな格差が生じているが、本来、子どもたちの生活と健康は等しく守られる必要がある。

国においては来年4月に子ども政策の司令塔である、こども家庭庁が発足することとなっていることからも、公的医療保険制度を補完する子どもの医療費助成制度をはじめ、我が国の喫緊の課題である少子化社会における子育て支援に対して、国として優先的に取り組むべきである。

よって、国におかれては、真に医療を必要とする子どもに等しく適切な医療が提供されるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度を国の責務として早期に創設するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月14日

議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 宛て 厚生労働大臣 こども政策担当大臣 少子化対策担当大臣